

## 農事組合法人（2号法人）要件のまとめ

項 目	内 容	
根拠法	農業協同組合法	
組合員	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 地区内に住所を有する農民</li> <li>② 農業協同組合、農業協同組合連合会</li> <li>③ 農地等を現物出資した農地中間管理機構</li> <li>④ 農業法人投資育成事業を行う承認会社</li> </ul>	総組合員の 3分の2以上でなければならない
	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 法人から物資の供給もしくは役務の提供を継続して受ける個人</li> <li>② 事業に係る特許権について専用実施権の設定または通常実施権の許諾に係る契約、新商品または新技術の開発または提供に係る契約ならびに当該法人の事業の円滑化に寄与すると認められる者</li> </ul>	総組合員の 3分の1以下
事業範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>○農業の経営及びこれと併せて行う林業の経営</li> <li>○農業に関連する事業であって次のもの <ul style="list-style-type: none"> <li>① 農畜産物を原料または材料として使用する製造または加工</li> <li>② 農畜産物の貯蔵、運搬または販売</li> <li>③ 農業生産に必要な資材の製造</li> <li>④ 農作業の受託</li> </ul> </li> <li>○各事業に附帯する事業</li> </ul>	
役員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○理事は農民たる組合員であって、1名以上必要</li> <li>○監事の設置は任意で、員外からの登用が可能</li> </ul> <p style="text-align: center;">※任期：3年以内</p>	